22 普通自動車免許の取得及び運転に関する規則

- 1 原則として在学中の取得は禁止する。
- 2 自動車学校への通学を希望する場合は、本規則の内容及び通学条件について、生徒・ 保護者がともに十分に理解し、保護者が同意した上で、担任に願い出て校長の許可を 得ること。
- 3 第1回通学証交付式(後期中間考査終了時)以降に自動車学校への通学を認める者は、就職内定者とする。
- 4 第2回通学証交付式以降に自動車学校への通学を認める者は、就職希望者および進学 決定者のうち専門学校合格者とする。
- 5 第3回通学証交付式(後期末考査終了時)以降に自動車学校への通学を認める者は、 上記4以外の進学決定者とする。
- 6 進路指導課主催の進学課外受講者は第3回以降の通学許可とする。
- 7 自動車学校卒業後の免許証交付申請手続きは、本校の卒業式以降とする。
- 8 当該年度3月31日までは高校生同士の乗車は禁止する。
- 9 無届けでの自動車学校通学及び免許証取得の場合は、特別指導を行うものとする。
- 10 通学条件
 - (1) 保護者の承諾を得て、誓約書を提出した者であること。
 - (2) 欠点(通算)を保持していない者であること。
 - (3) 学習関係費等、諸納金の滞納のない者であること。
 - (4) 特別指導を受けた生徒については、別に審議する。

附 則

- 1 自動車学校通学の際は、原則として制服で通学すること。
- 2 自動車学校通学中に問題行動等があった場合には、通学を中止する。
- 3 自動車学校への通学のために、授業、学校行事を休まないこと。
- 4 教習手帳を2週間ごとに担任に提出し、教習状況を知らせること。
- 5 後期末考査1週間前から最終日までは、教習手帳を担任に預け通学せず、学習に専念すること。
- 6 原則として、本校の卒業式以前の合宿による免許取得は認めない。
- 7 許可についての疑義が生じた場合は生徒指導課、進路指導課、3学年団で協議の上、 進めることとする。

この規程は令和6年11月1日より施行する。